

2015

SBIいきいき少額短期保険の現状
ディスクロージャー誌

はじめに

皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の経営方針ならびに平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)の業務及び財産の状況、事業の概況、財務の状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「SBIいきいき少額短期保険の現状 2015」を作成いたしました。

本誌が弊社の現状をご理解していただくためのご参考になれば幸いに存じます。

今後とも、一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※ 本誌は、「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行規則第 211 条の 37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)であります。

会社の概要

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

社名	SBIいきいき少額短期保険株式会社 SBI IKIINKI SSI Inc.	資本金	36,000 千円
設立	平成 19 年 7 月 3 日	総資産	1,483,001 千円
本社所在地	東京都千代田区九段北 1-8-10 住友不動産九段ビル 9F	従業員数	42 名

目次

ごあいさつ	2
平成 26 年度業績報告	4
■業績の状況	
■収支の状況	
■資産、負債および純資産の状況	
■健全性について	
当社の商品・サービスについて	8
■取扱商品	
■各種加入者サポートサービス	
■募集体制	
■ご契約者に対する情報提供	
■お客様の声を経営に活かす取組み	
■保険金・給付金のお支払いについて	
経営について	16
■コーポレート・ガバナンスの状況	
■内部統制システムの基本方針について	
■リスク管理態勢について	
■法令等遵守(コンプライアンス)態勢について	
■指定紛争解決機関について	
■個人情報保護への取組みについて	
■反社会的勢力への対応について	
■社会貢献活動への取組みについて	
会社概要	32
■沿革	
■主要な業務の内容	
■経営の組織	
■株式の状況	
■取締役および監査役	
■従業員の在籍状況	
業績データ	39
■直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
■財産の状況	
■業務の状況を示す指標等	
■保険契約に関する指標等	
■経理に関する指標等	
■資産運用に関する指標等	

経営理念

いきいきと輝く世代に向けて
支えあう「安心」と
共に歩む「やすらぎ」を提供し
一人ひとりのより良い人生を応援します

行動指針

- お客さまと向き合い、お客さまの声を真摯に聞くことで、本当に必要な保障とサービスの提供、価値ある情報の発信を行います。
- コンプライアンスを心がけ、すべての方に公平・公正であり、健全な運営を行うことで社会的責任を果たします。
- 社員が自己研鑽を行い誠実に明るく働き、お客さまへの使命感に満ち、コミュニケーション豊かな職場づくりに取り組みます。

日頃よりSBIいきいき少額短期保険をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当社は、平成14年に前身の共済会いきいき世代の会がスタートし、平成19年にいきいき世代株式会社として少額短期保険業者の登録を受けました。平成25年には、SBIグループの一員となり、平成26年に社名をSBIいきいき少額短期保険株式会社に変更し、現在に至っております。

創業以来順調に保有契約件数を伸ばしており、本年6月には4万件を突破いたしました。これもひとえにお客様からのご支援の賜物であると厚く御礼申し上げます。

当社が所属する少額短期保険業界におきましては、誕生から今年で10年目を迎えており、財務局への登録業者数は82社となりました。さらに、本年3月には、3月2日を「少額短期保険(ミニ保険)の日」と定め、シンポジウムを開催するなど、業界としての認知度向上を図っております。

当社は、営業面では、SBIグループ各社との連携、新しい販売チャネルでの深耕および募集代理店開拓の推進を積極的に行った結果、新規契約件数を増大させることができました。

商品面におきましては、傷病歴のある方でも加入しやすい引受基準緩和型死亡保険「あんしん世代(緩和型)」を平成 26 年 10 月より販売開始する等、お客様に提供できる商品を拡充しております。

また、様々な場面で得られる「お客様の声」を真摯に受け止め、「お客様の声」に基づく業務改善を積極的に進めてまいりました。

コンプライアンス、リスク管理等の内部管理態勢につきましては、コンプライアンス・プログラムの策定、実行をはじめ、定期的なコンプライアンス・セルフチェックの実施、リスク管理委員会の定期開催、および年間を通じた内部監査の実施などを通じて業務運営の健全性を確保しております。

社会貢献活動においては、岩手県大船渡市における中学生を対象とした学習会「寺子屋いきいき世代」への支援を継続して行ってまいりました。また、SBI グループが応援する「オレンジリボン運動」(子ども虐待防止)、日本少額短期保険協会を介した公益社団法人全国里親会(震災孤児支援募金)にも協賛いたしました。

引き続き SBI いきいき少額短期保険は、お客様と向き合い、お客様の声を真摯に受け止め、お客様にご満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

今後も引き続き、皆様の一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

SBI いきいき少額短期保険株式会社

代表取締役社長 島津 勇一

平成 26 年度業績報告

■ 業績の状況.....	5
■ 収支の状況.....	6
■ 資産、負債および純資産の状況	7
■ 健全性について	7

業績の状況

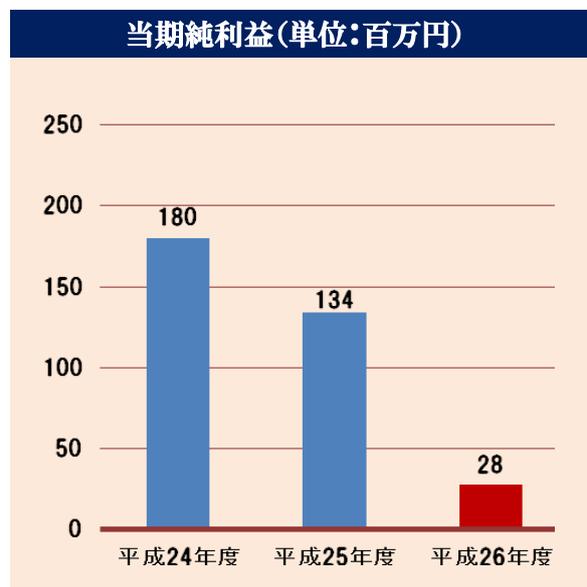
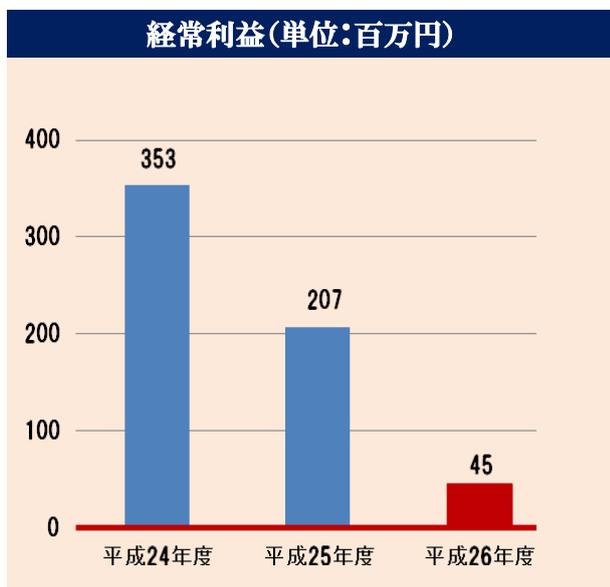
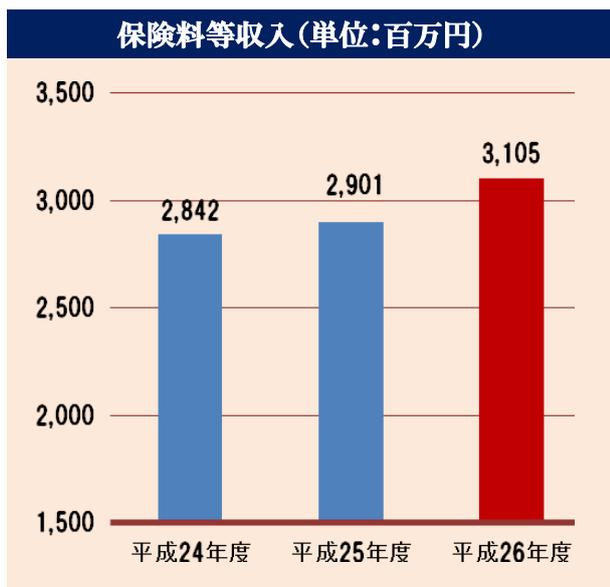
新契約件数は更新を含め、前年度比 20.3%増の 40,170 件(死亡保険 13,784 件、医療保険 26,386 件)、保有契約件数は前年度比 19.4%増の 38,753 件(死亡保険 13,147 件、医療保険 25,606 件)となり、保有契約年換算保険料は前年度比 14.3%増の 2,098 百万円(死亡保険 507 百万円、医療保険 1,590 百万円)となりました。

※死亡保険、医療保険の数値には、それぞれ引受基準緩和型死亡保険、引受基準緩和型医療保険の数値を含む



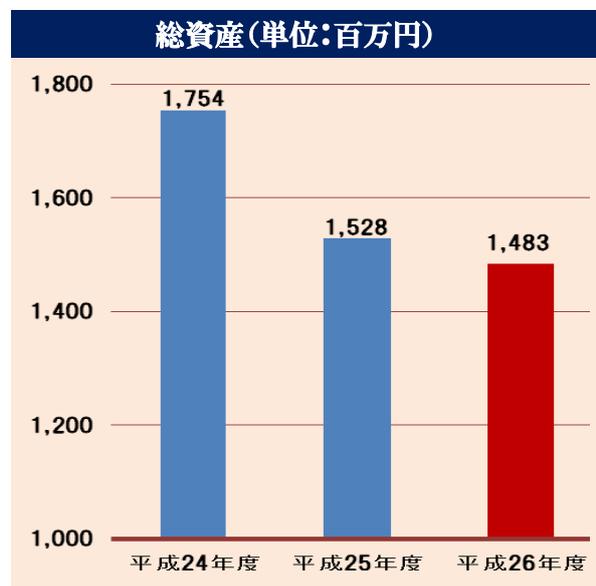
収支の状況

当事業年度の経常収益は、保険料等収入 3,105 百万円(収入保険料 1,960 百万円、再保険収入 1,144 百万円)、その他経常収益 8 百万円等 により、3,114 百万円となりました。一方、経常費用は、保険金等支払金 1,894 百万円(保険金等 739 百万円、解約返戻金等 7 百万円、再保険料 1,147 百万円)、責任準備金等繰入額 54 百万円、事業費 1,118 百万円により、3,068 百万円となったことから、当事業年度の経常利益は 45 百万円、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を計上した結果、28 百万円の当期純利益となりました。



資産、負債および純資産の状況

当事業年度末の総資産は、前年度末比 3.0%減の 1,483 百万円、純資産額は、前年度末比 10.9%減の 584 百万円となりました。



健全性について

保険金等の支払能力の充実の状況を示すソルベンシー・マージン比率は、前年度末に比べて 1824.5 ポイント減少し 4580.9%となりましたが、依然高い水準を維持しております。

(単位:千円)

項目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	943,700	826,343
リスク合計 (B)	29,465	36,077
ソルベンシー・マージン比率 (A) ————— × 100 1/2 × (B)	6405.4%	4580.9%

当社の商品・サービスについて

■ 取扱商品	9
■ 各種加入者サポートサービス	11
■ 募集体制	12
■ ご契約者等に対する情報提供	13
■ お客様の声を経営に活かす取組み	14
■ 保険金・給付金のお支払いについて	15

取扱商品

【医療保険 新いきいき世代】

保障内容

- ✓ 病気とケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1日目から90日まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含め、対象の89種類の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技術料に応じてお支払いします。

- ✓ コースは、入院給付金日額 3,000円コース、5,000円コース、10,000円コースの3種類をご用意しています。

※3,000円コースは、80歳以上の方のみがご契約更新時に選択できるコースです。

特長

- ✓ 特約や満期金などはなく、必要な医療保障だけを組み合わせたシンプル設計です。
- ✓ 20歳～79歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1年ごとに99歳まで契約を更新できます。
- ✓ 傷病歴がある方でも、傷病・投薬の内容によっては「特別条件特則(特定疾病不担保)」を付加することでご加入いただける場合があります。

【死亡保険 あんしん世代】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなった際に、ご契約コースの保険金を指定の受取人様にお支払いします。
- ✓ コースは、死亡保険金額 100万円コース～900万円コースまで、100万円単位の9種類をご用意しています。

特長

- ✓ 負担の少ない保険料でお葬式代程度を準備できる、とてもシンプルな保険です。
- ✓ 20歳～79歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1年ごとに89歳まで契約を更新できます。

【引受基準緩和型医療保険 新いきいき世代(緩和型)】

保障内容

- ✓ 病気とケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1日目から60日目まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含め、対象の89種類の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技術料に応じてお支払いします。

- ✓ コースは、入院給付金日額3,000円コース、5,000円コース、10,000円コースの3種類をご用意しています。
※3,000円コースは、80歳以上の方のみがご契約更新時に選択できるコースです。

特長

- ✓ 当社従来の医療保険の特長はそのままに、傷病歴がある方でも加入しやすいように設計された保険です。
※当社従来の医療保険に比べ保険料が割増しされています。
※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の医療保険にご加入いただける場合があります。
※責任開始日から6か月以内の給付金の支払金額は50%に削減されます。

【引受基準緩和型死亡保険 あんしん世代(緩和型)】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなった際に、ご契約コースの保険金を指定の受取人様にお支払いします。
- ✓ コースは、死亡保険金額100万円コース～900万円コースまで、100万円単位の9種類をご用意しています。

特長

- ✓ 当社従来の死亡保険の特長はそのままに、傷病歴がある方でも加入しやすいように設計された保険です。
※当社従来の死亡保険に比べ保険料が割増しされています。
※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の死亡保険にご加入いただける場合があります。
※責任開始日から6か月以内の死亡保険金の支払金額は、保険金額の50%になります。

当社のいずれの保険も！

- 保険期間1年間の掛け捨て型保険です。
- 保障に加え、充実のサポートサービスも、加入者の方全員に無料で付帯します。

各種加入者サポートサービス

当社ではご加入者様の暮らしをサポートするため、充実のサービスを提供しています。主なサポートサービスは下記のとおりです。

24 時間無料電話健康相談サービス

24 時間いつでも無料で、医師・保健師・看護師などの専門スタッフに電話相談ができます。医療や健康のことだけでなく、不意のケガへの対処法や、育児や介護のことまで、幅広いご相談にお答えします。

セカンドオピニオンサービス (ベストドクターズ[®]・サービス[※])

よりよい医療を選択するため、診断結果や今後の治療方針などについて、主治医とは別の医師に意見を聞くことができます。病状に応じて最適と思われる各分野の優秀な専門医をご案内します。
※ベストドクターズ・サービスは、米国ベストドクターズ社 (Best Doctors, Inc.) が提供するサービスで、医師同士の相互評価で高い評価を得た日本国内の医師をご案内いたします。ベストドクターズは Best Doctors, Inc. の登録商標です。

こころのサポートサービス

重い病気や過度のストレスなどでこころのケアが必要なとき、電話や面談にて、臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。

人間ドック優待サービス

「聖路加国際病院附属クリニック・予防医療センター」および「東京国際クリニック」の人間ドックを特別料金でご利用いただけます。

募集体制

当社では、通信販売方式を主体とする保険募集を行っております。平成25年度からはインターネットによる申込みの取扱いを開始し、お客様の更なる利便性向上を図っております。

また、対面販売として募集代理店チャネルの拡充を進めており、生損保専業代理店、企業代理店を中心に代理店の新設を行っております。

保険募集を行うにあたっては、以下の点に留意しております。

- ① 広告やお客様へ提供する募集文書の内容および表現について、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、適切な管理のもとで、適正な告知、説明を行っております。
- ② コールセンターにおいては、電話対応のマニュアルを整備し、常時話法に問題が無いかをチェックする管理体制を整えております。
- ③ コールセンターのオペレーターをはじめ、保険募集に関わる職員に少額短期保険募集人の資格取得および登録を義務付けています。
- ④ 代理店指導および教育については、少額短期保険募集人試験講習や代理店設置時にコンプライアンスマニュアルに沿って導入研修を実施し、その後は定期的に代理店点検を実施し、法令遵守を指導しております。

勧誘方針

～保険商品の販売にあたって～

1. 法令を遵守し、社会全体のルールを踏まえ、適正な販売活動を行います。
2. お客様からのご意見、ご要望をお聞きし、商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
3. お客様からのお申し込みを誘導するのではなく、あくまでもお客様にとって最適と思われる選択をお考えいただけるようご案内します。
4. お申し込みに際しては、お客様から漏れなく正しい告知をいただくことができるようご案内します。
5. お客様の個人情報については、法令や社内規程に則り、業務の遂行に必要な範囲内での使用に限定し、厳重に管理します。

SBIいきいき少額短期保険株式会社

ご契約者等に対する情報提供

当社では、お客様をはじめ社会一般の皆様へ、当社に対する理解や商品・サービス等の紹介ならびに業務運営上の現況など、様々な情報の把握や適正な評価をしていただくために、透明性のある公正かつタイムリーな情報の開示・公表を行っております。

■ ホームページ(<http://www.i-sedai.com/>)、フェイスブックページ

当社のホームページでは、会社概要、商品・サービスのご案内、資料請求、ご加入者の声などの情報の掲載やお知らせ(ニュースリリース)等を公開しております。また、ホームページからの保険の申込みも取扱っております。さらに、フェイスブックページにより、親しみやすい日常的な情報を提供いたしております。



■ ディスクロージャー資料および業績情報

当社の概要や業績等の概況を説明した本誌「ディスクロージャー資料」を年1回発行し、冊子として縦覧に供するほか、本決算の財務情報、事業報告などとともに、ホームページにて掲載し、常時ダウンロード可能なくみを構築しております。



■ 定期刊行誌「いきいき世代通信」

毎年2回(7月・12月)、決算概要や給付金・保険金の支払状況、サービスの概要、その他参考情報・ご案内を小冊子にまとめてご契約者の皆様に提供しております。



お客様の声を経営に活かす取組み

■ 取組み内容・態勢

当社では、お客様窓口としてコールセンターを設置しており、お客様からの様々なお問い合わせに対応しております。新契約関係、給付金等の支払関係についてさらに詳しい説明が必要な場合は、それぞれの部門の担当者が、丁寧にわかりやすい説明を行っております。

お客様の声のうち、平成 26 年度の苦情とされる件数は、287 件となり前年度に比べ減少いたしました。

当社にお寄せいただいた苦情を含めた「お客様の声」は、社内にて調査・分析を行い、関係部門で業務改善等を検討のうえ、実施可能な事項については順次改善を進めてまいります。当年度は、給付金支払に関し、一定条件のもと、診断書に代え領収証のコピーによる支払いを開始するほか、お客様宛てのレターの内容をよりわかりやすくする等の改善を行い、お客様満足度の向上に努めてまいりました。

今後も「お客様の声」を真摯に受けとめ業務改善を行い「お客様満足の向上」に繋げることで、より一層ご支持いただける会社となれるよう努力してまいります。

■ 苦情の受付状況

項目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	占有率	件数	占有率
新契約関係	93 件	30.2%	142 件	49.5%
収納関係	14 件	4.5%	19 件	6.6%
保全関係	29 件	9.4%	24 件	8.4%
保険金・給付金	17 件	5.5%	9 件	3.1%
その他	155 件	50.3%	93 件	32.4%
総計	308 件	100.0%	287 件	100.0%

保険金・給付金のお支払いについて

■ お支払い業務における基本方針

保険金・給付金のお支払いは最も重要な業務のひとつです。当社では保険金・給付金のお支払い業務はもちろんのこと、お支払い業務にかかる業務態勢の整備や組織強化に日々努めております。

■ お支払い業務の態勢

保険金・給付金支払は、少額短期保険業者としての重要な根幹業務であることを認識し、運営しております。

また、保険金・給付金を確実にかつ迅速にお支払いすべく、支払進捗管理表を作成し、進捗管理を行っております。

さらに、保険金・給付金請求の資料を送付したにもかかわらず返信のないお客様に対し、請求支援管理表を作成し、請求支援を積極的に行っております。

一方、担当者の育成・教育を行い、一層の支払管理態勢の強化に努めております。

■ お支払いの状況(平成 26 年度)

区 分	保険金	給付金			合計
	死亡 保険金	入院 給付金	手術 給付金	その他	
お支払い件数	56 件	3,383 件	2,791 件	31 件	6,205 件
お支払い非該当件数	2 件	20 件	30 件	0 件	50 件
詐欺による取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
不法取得目的による無効	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
告知義務違反による解除	2 件	5 件	3 件	0 件	8 件
重大事由による解除	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
免責事由に該当(※1)	0 件	3 件	0 件	0 件	3 件
支払事由に非該当(※2)	0 件	12 件	27 件	0 件	39 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※1 「特別条件特則」に該当や契約者・被保険者の故意など、約款に規定する免責事由に該当するもの。

※2 責任開始日前発病、手術非該当など約款に規定するお支払い要件に該当しないもの。

経営について

- コーポレート・ガバナンスの状況 17
- 内部統制システムの基本方針について 19
- リスク管理態勢について 21
- 法令等遵守(コンプライアンス)態勢について 23
- 指定紛争解決機関について 25
- 個人情報保護への取組みについて 26
- 反社会的勢力への対応について 30
- 社会貢献活動への取組みについて 31

コーポレート・ガバナンスの状況

当社では、経営の健全性、透明性、迅速性を維持するため、経営の監視・監督機能の充実および内部統制・内部監査機能を行う体制を確保することを重要な経営課題と位置付け、有効に機能するコーポレート・ガバナンス態勢を構築しております。

具体的には、以下のような機関を設け運営しております。

■ 取締役および取締役会

取締役は4名であり、そのうち1名が社外取締役であります(平成27年7月1日現在)。常勤の取締役は各部門の業務執行を担い、また、非常勤の社外取締役は、保険業務におけるリスク管理・内部管理ならびに法務・財務面からの適正な助言・提言を行っており、内部統制を適切に機能させる活動を果たしております。

取締役会では、原則月1回の開催により、その取締役の職務の執行を監督する責務を負うとともに、適正な業務執行を決定する機関として機能しております。

■ 経営会議

常勤取締役、執行役員および部長から構成される経営会議を原則月1回開催し、業務執行に関わる重要事項について、報告および審議を行っております。個別案件については、審議した結果をスピーディーに業務遂行に反映させ、その重要性や緊急性に応じて、取締役会やリスク管理委員会へ上申(審議・報告)しております。また、プロジェクトチームへのフィードバックや新規プロジェクトの発足等、様々な視点からチェック・監視機能を確保すべく機動的な運営のしくみを構築しております。

■ リスク管理委員会

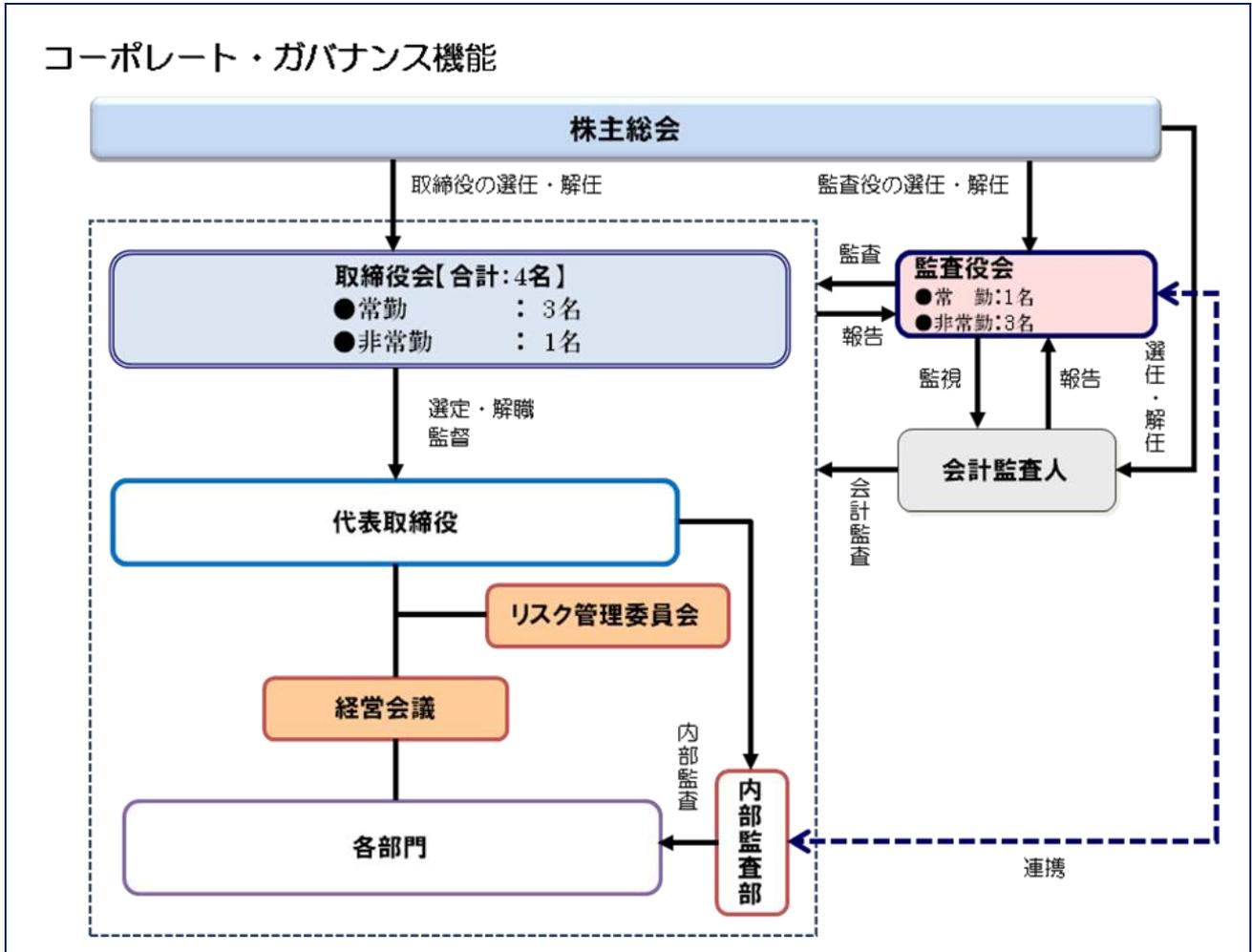
当委員会は、全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針および方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立し、リスク管理の徹底を図ることを目的として、原則四半期1回さらに必要に応じて開催しております。また、当委員会にて報告・審議された内容は、取締役会へ逐次報告され、適時、リスクの把握およびモニタリング機能を果たすよう努めております。

■ 監査役会・内部監査部

監査役会は、独立した機能として、各監査役の取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行状況をモニタリングし、妥当性・公正性を踏まえた健全な経営に寄与するとともに、業務および財産の状況を、法令および定款等に従い監査を組織的に実施しております。また、内部監査部は、監査役会と連携をとりつつ、独立的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク管理及び法令遵守の状況等を客観的に評価し、改善提案を行うとともに、内部監査結果を取締役に報告しております。

■ その他社内ルール等

各種基準・規則等を定めた社内規程やマニュアル・ルールが整備されているため、職務権限に従った承認手続きが実施され、各業務が厳格および厳正に遂行されるべく機能しております。



内部統制システムの基本方針について

当社は「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向けて、その基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員がとるべき行動の規範を示した「行動指針」を制定し、当社の企業活動の企業倫理として全役職員が遵守する。
- (2) コンプライアンスに関して経営企画部が統括し、コンプライアンスに関する情報収集・調査・教育を強化し、コンプライアンスを推進する。
- (3) 役職員が、法令等違反行為、信用や名誉を毀損させるおそれのある状況を知った場合、これを直接通報できる社内体制として、「内部通報制度」を整備する。通報窓口として、経営企画部のほか社外の法律事務所を設置するとともに、通報者の安全と利益を保護する「内部通報制度ならびに内部通報者保護規程」を定め、法令等違反行為、信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止し、または速やかに認識できる制度とする。
- (4) 他の業務執行部門から独立した内部監査部を設置し、計画的に内部監査を実施することにより、各部門の内部管理体制の適切性、有効性を検証・評価する。また、その結果を取締役に報告し、指摘事項に関するフォローアップや指導を実施することにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。
- (5) 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めるとともに、全役職員が遵守すべき手続きやルールを含む「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断・排除することに努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書、各種会議の議事録等については、「文書管理規程」等の社内規程に基づいて適切に保存・管理する。また、これらの文書等について、取締役及び監査役は必要に応じ閲覧できることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を重要な経営上の取組みの一つと位置付け、取締役会がリスク管理体制を構築し、その有効性・適切性を維持するため、業務全般に係る諸リスクについてリスクごとに基本方針・管理規程を定める。
- (2) 全社的なリスク管理体制の整備・推進を行う部門として、経営企画部はリスクを統括管理する会議である「リスク管理委員会」の事務局として同委員会を運営し、リスク情報の把握やリスク課題の抽出及びその対応方針、方策の立案等を実施し、リスク管理の状況をモニタリングする。
- (3) 危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定めた「危機管理基本方針・規程」、事業継続計画、それに基づく各業務に関するコンティンジェンシープランを策定し、危機対応体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営の最重要事項の決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役の業務を監督する。また、常勤取締役、執行役員、各部門の責任者で構成する経営会議は、経営上重要な事項について協議し、会社の業務執行に関する重要事項の決定が適切かつ迅速に行われるようにする。
- (2) 取締役会や経営会議は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等により、取締

役の基本的職務及びその責任の範囲を明確にし、適正かつ効率的に運営する体制を確保する。

- (3) 中期事業計画及び単年度事業計画を策定し、全社的な目標達成に向けて、各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。取締役会においては、その適切な進捗管理等を定期的を実施することにより、職務執行の効率化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社間取引規程」を制定し、グループ会社間取引の適法性を確保する体制を構築する。
- (2) 経営企画部はコンプライアンス体制及びリスク管理について、親会社やグループの関連部門との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。
- (3) コンプライアンスへの取組状況、リスク管理、内部取引、決算状況等の事項を親会社や SBI ホールディングス株式会社等に適切に報告し、企業集団における業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を求められたときは、取締役会は、監査役と協議のうえ、内部監査部に所属する使用人を任命し、配置することができる。監査役は、内部監査業務に必要な事項を内部監査部に依頼することができる。

7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する者として配置された使用人は、取締役からの独立性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮・監督のもと、監査役の監査業務を補佐する体制とする。また、当該使用人の人事異動については、監査役の事前の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会を通じて、監査役にその担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える恐れのある事項の発生、職務遂行に関する不正行為、法令や定款に違反する重大な事項等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題や内部監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (3) 内部監査部は、監査役と密接な連携を保つとともに、定期的に会合をもち、意見交換を行う。

以上

リスク管理態勢について

当社では、保険引受リスク、オペレーショナルリスク、資産運用・流動性リスク、個人情報漏えいリスク、法務リスク、雇用・労務リスク、風評リスク、信用リスク等の様々なリスクをコントロールし、

- I. 事前の予防(早期発見)
- II. 損失の評価・原因分析(正確かつタイムリーな状況把握と報告体制)
- III. 対応策の実施(迅速かつ的確な対応)

を実践するために、以下のような体制を構築しております。

■ リスク管理委員会の設置

全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針およびその方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、独立した組織として「リスク管理委員会」を設置しております。機動的な運営により、問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止などに心がけております。また、リスクの監視体制のもと、取締役会等への正確かつ的確な報告・協議を行っております。

リスク管理委員会における主な審議・報告事項は以下の通りであります。

- ・ リスク管理に関する基本方針の制定および改廃
- ・ セキュリティー・ポリシーやコンティンジェンシープラン等のリスク管理に関する社規・社則等の制定および改廃
- ・ リスク審査やリスクリミットの設定
- ・ リスク管理状況の報告
- ・ その他重要・緊急案件の検討、対応策の立案等

■ 危機管理体制の整備

当社の経営に多大な影響を及ぼす地震や火災、伝染病などの災害や個人情報漏えいなどの犯罪などの有事に対して、迅速かつタイムリーな対応および正常な業務活動の早期回復を図ることを目的とした「危機管理基本方針・規程」や「災害対策マニュアル」を設け、有事の組織編成や管理・運営方針を定めております。また、保険引受リスクについては、再保険の付保を行い、格付けの高い再保険会社との契約を締結しております。オペレーショナルリスクについては、「事務リスク管理方針・管理規程」や「システムリスク管理方針・管理規程」などを設け、各リスクの発生防止や軽減を図っております。

■ BCP(事業継続計画)の策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「BCP(事業継続計画)」を策定しております。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、保険金・給付金支払い業務、資金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、その内容・結果は適時取締役会へ報告されております。

■ 再保険について

保険引受リスク管理の観点から、保険リスクの一部を再保険に付すことで、リスク分散を通じた収益の安定化を図っております。

再保険会社の選定にあたっては、「再保険規程」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、リスク管理委員会および取締役会にて決定しております。

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

出再先保険会社の名称
トーア再保険株式会社
フェデラル・インシュアランス・カンパニー
アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー日本支店

法令等遵守(コンプライアンス)態勢について

当社では、コンプライアンスについて、法令等を厳格に遵守するのみでなく、原理原則(プリンシプルベース)でとらえた業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、お客様からの信用と満足度を高め、企業価値と透明性を高めることをめざしております。コンプライアンスに係る基本方針や遵守基準を策定するため、「法令等遵守規程」を制定し、全役職員への「コンプライアンス・マニュアル」の配布と周知徹底、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図り、経営層が先頭に立って全社的に啓蒙しております。

また、以下のような体制やしくみを整備し、日々運営しております。

■ 取締役会を中核としたコンプライアンス体制

コンプライアンスを経営の最重要課題の1つとして位置付け、取締役会でのコンプライアンスに関する定例報告を含め、積極的な取り組みを行っております。また、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定や重要な変更については、必ず取締役会の承認を得るものとし、定期的な見直しを図っております。監査役会による取締役会の監視、内部監査部によるコンプライアンス担当部門の業務執行上の監査など、内部牽制機能も発揮できるよう、十分に配慮しております。

■ コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス責任者の設置と機動的運営

各部門長をコンプライアンス責任者として、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンス統括部門へ報告する体制を整備しております。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス責任者との連携を図り、情報収集を一元管理・統括し、取締役会への報告・協議ならびにコンプライアンス・マニュアルの見直しやプログラムの策定、実施に取り組んでおります。

■ コンプライアンス・プログラムの実践と定期的研修・モニタリング

コンプライアンス・プログラムは、各部門や業務に関連するテーマ等を盛り込んだ研修・講習等を計画し、全役職員を対象に実践しております。研修は部門ごとで行うほか全社員を対象に、コンプライアンス知識を確認するeラーニング研修や年度ごとにテーマに合った外部講師を招いての研修を開催し、常に知識・ノウハウのブラッシュアップを図っております。

■ 募集文書の適正な管理

広告やお客様へ提供する募集文書については、その内容および表現が適正かどうか、事前にコンプライアンス統括部門で審査を行い、募集文書番号の付番等適切な管理のもとで、お客様に提示するとともに、内容説明を行っております。

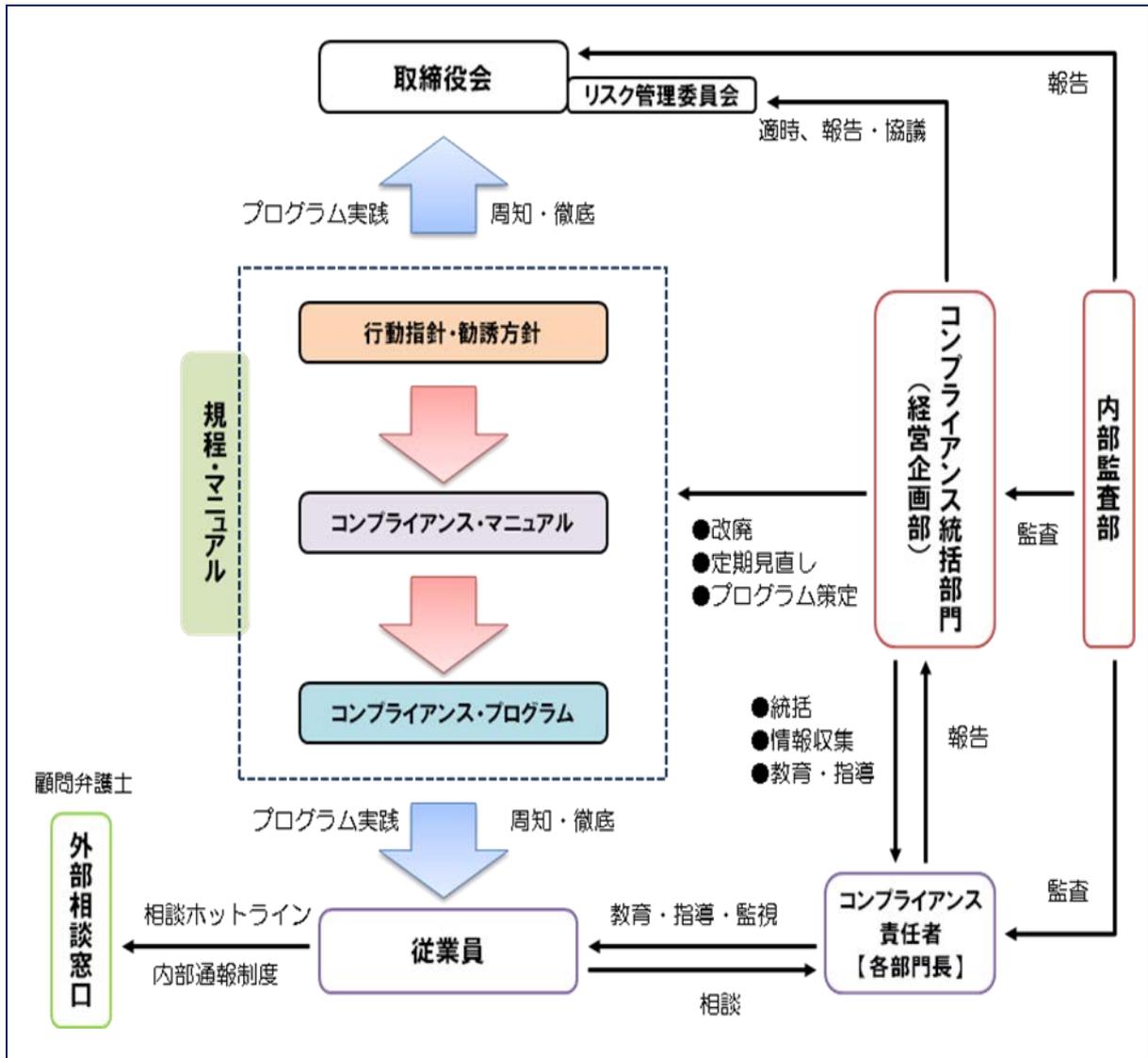
■ 内部通報制度の導入

社内の不正や違反行為等の未然防止や損害の抑制を図るため、「内部通報制度及び内部通報者保護規程」を明文化し、社内および社外の通報先(ホットライン)を設け、全役職員への周知徹底を図っております。また、保険業法を中心とした不祥事件等に対して、報告・対応／

措置方法や行政当局への報告・届出等を手順化した「不祥事件等の対応に関する規程」を設けて迅速な対応が図られるよう整備しております。

■ コンプライアンスに対する内部監査態勢の整備

コンプライアンス統括部門とは独立した内部監査部が、コンプライアンス態勢および業務運営を監査し、適正なコンプライアンス機能の充実度を定期的にモニタリングしております。



指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀SFビル 2階

TEL 0120-82-1144(通話料無料)

FAX 03-3297-0755

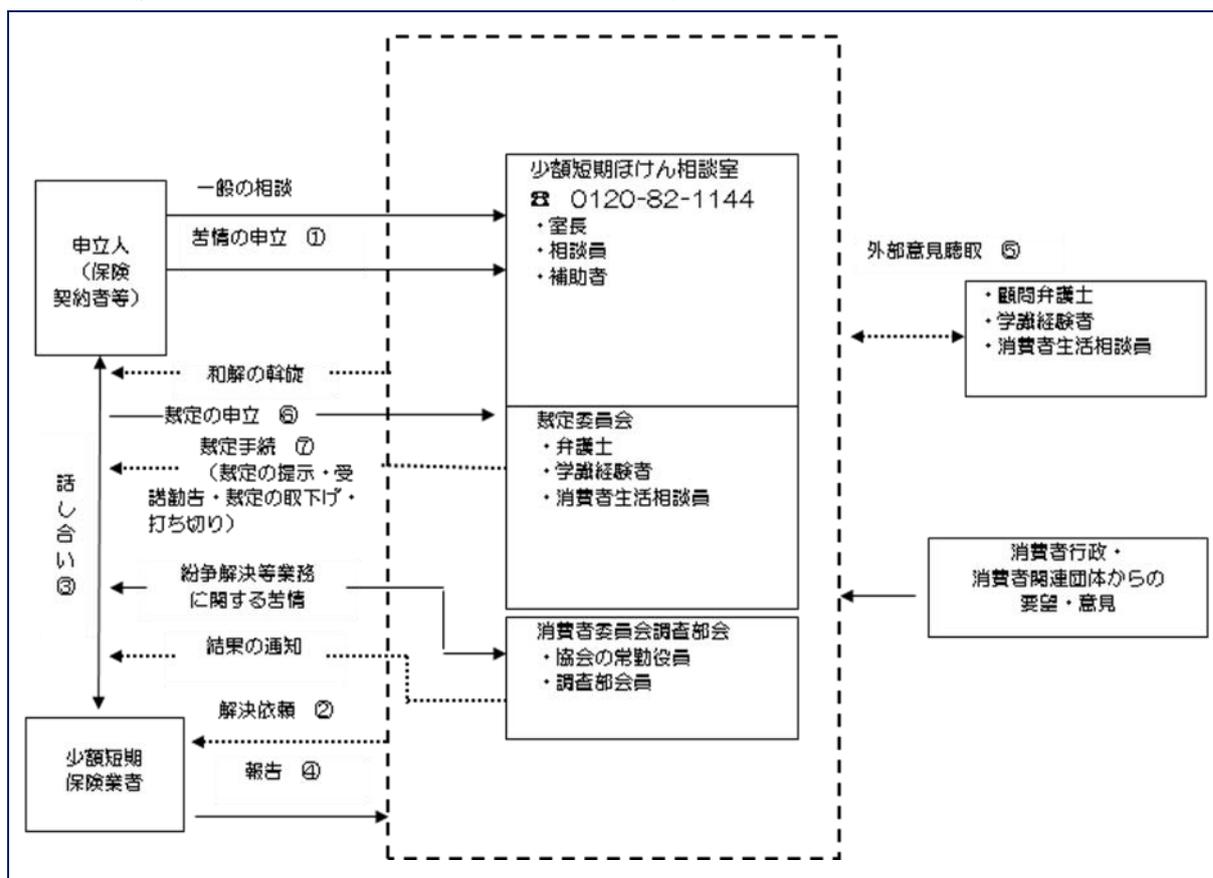
[受付]

月曜日～金曜日(祝日・年末年始休業期間を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.shougakutanki.jp/general/index.html>

<紛争解決機関における相談・苦情受付・紛争解決業務の概要>



個人情報保護への取組みについて

当社では、お客様に関する個人情報の管理を最重要視し、その取扱いには細心の注意を払っております。

■ 組織および内部規程の整備

当社では、『個人情報の保護に関する法律』（個人情報保護法）や関連ガイドライン等に基づき、「個人情報保護取扱規程」や「個人情報開示規程」等の社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社長を個人情報保護管理者、経営企画部担当役員を副管理者、部門長を各部門の保護担当者と定め、責任を明確にし、統合管理を行っております。また、個別の案件や重要事項については、経営会議での報告・審議を行うとともに、取締役会にて報告ならびに改善・対応策を審議しております。

■ 取扱ルールと開示

個人情報の取扱いについては、「個人情報保護方針」として定め、当社ホームページへの掲載や資料送付時の書面交付などで、積極的に公表・明示し、適切な管理を実践しております。

また、具体的な管理・運用方法については、「個人情報保護取扱規程」に定め、周知徹底に努めております。

当社の「個人情報保護方針」は、次ページの通りであります。

■ 情報システムにおける対応

情報漏えいをシステムリスクの1つとして捉え、「情報セキュリティポリシー」や「システムリスク管理規程」、「情報システム業務継続マニュアル」等により二次被害を防止するための方策を定めております。

情報セキュリティについては、権限設定をしたデータへのアクセス制限や認証システムを構築しデータの保護を図っております。

■ 外部委託先の責任と管理・監督

一般事務やシステム保守を含め、個人情報を取扱う外部委託先については、取引先との「機密保持契約」を締結するとともに、個人情報保護のための厳重な管理方法や体制、事故発生時の報告、適切な業務遂行のための改善・監督・指示、検証のための検査・監査への協力等の規定を設けております。また、個人情報を含むあらゆる媒体の返還等、個人情報の取扱いルールを明確に定めております。

■ 教育および遵守状況のモニタリング

個人情報保護対応については、全従業員を対象に徹底した教育・指導を実施しております。また、募集代理店に対しては、コンプライアンス・マニュアルに基づく教育や個人情報管理体制に関するモニタリングを実施しております。

個人情報保護方針

1. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

2. 個人情報の取得

法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ利用目的を明らかにした上で、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な方法により個人情報を取得いたします。

<取得方法の例示>

以下の方法にて、お客様の個人情報を取得させていただきます。

- ・ 各種商品に関する資料を請求いただいた際に、電話、はがき等を通じて取得する方法
- ・ 保険契約締結時にご提出いただく、申込書、告知書、その他ご契約の締結に必要な書類を通じて取得する方法
- ・ 保険金・給付金等の請求時にご提出いただく、請求書、その他お支払い手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- ・ 名義変更等のお申し出の際にご提出いただく、請求書、その他ご契約の維持管理の手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- ・ 各種お問い合わせ、ご相談に際して、迅速かつ適切な対応を行うためにお電話の内容を記録または録音する方法

3. 取得する個人情報の種類

ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な情報を取得しております。

4. 個人情報の利用目的

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ② DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの商品・サービスのご案内のため
- ③ 各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④ 雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤ その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
- ⑥ ①から⑤の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

5. 個人データの提供

当社はおお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。

- ① 法令により必要とされる場合
- ② 利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
- ③ 再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- ④ その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

<委託業務の例示>

以下の業務等について、業務の委託を行っております。

なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客様の個人データの取り扱いについて、当社は当該委託先

に対し適切な監督を行います。

- ・ 少額短期保険にかかわる確認業務
- ・ 情報システムの保守、運用業務
- ・ 書類発送業務
- ・ 印刷業務

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

機微(センシティブ)情報(政治的見解、宗教、思想および信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報)について、当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に基づき、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲内で取得し、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の許可なく利用または第三者提供いたしません。

7. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が保有する①に記載する個人情報について、②に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、①のEに記載の採用応募者に関する個人情報については、③のオに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

① 共同利用される個人情報の項目

- ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
- イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
- ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
- エ. SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

② 共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されているSBIグループ企業(以下「SBIグループ企業」といいます。)。なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>

③ 共同利用の利用目的

- ア. SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合
SBIグループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
- イ. SBIグループ企業とのお取引の遂行
SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため
- ウ. SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング
 - ・SBIグループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
 - ・SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
 - ・性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履歴などに応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
 - ・SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
 - ・アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため
- エ. お問い合わせへの対応
SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBI グループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報
は、SBI グループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBI グループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBI グループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。
その場合には、当該 SBI グループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBI ホールディングス株式会社

⑤ 共同利用に関するお問い合わせ先

SBI ホールディングス株式会社 総務人事部

TEL:03-6229-0100(代表)

8. 個人情報の適正管理

取得させていただいた個人情報の漏えい、滅失、き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁のガイドラインに基づき、適正な管理を行います。

9. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

10. 個人情報の開示・訂正・利用の停止およびお問い合わせ

ご本人から個人情報の開示・訂正などのご希望があった場合には、速やかに対応いたします。利用停止のご希望に対しては、法令に基づき速やかに対応いたします。個人情報の取り扱いおよび管理ならびに当社からのDM等の送付等による商品・サービスのご案内の停止に関するお問い合わせは、下記窓口でお受けいたします。

11. お問い合わせ窓口

お客様苦情・相談窓口

TEL 0120-19-0703

<受付時間> 午前 10 時～午後 6 時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

FAX 0120-74-8165

反社会的勢力への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業等を行うにあたり、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって断固とした姿勢で臨み、関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、以下の通り、基本方針を定め、取り組んでおります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、取引関係を含めて排除の姿勢をもって毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断して業務運営を行います。

2. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な裏取引や資金提供を一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に外部専門機関に相談し法的対応を行います。

社会貢献活動への取組みについて

当社は、少額短期保険業者としての社会的な役割を果たすことが、当社にとっての最大の社会的責任であると考えています。そのために保険金・給付金を確実にお支払いするための経営基盤の強化に今後とも努めてまいります。

さらに当社では、社会貢献活動の一環として、東日本大震災復興支援となるよう平成 24 年度より岩手県大船渡市の中学生を対象とした学習会「寺子屋いきいき世代」を応援しています。また、日本少額短期保険協会を介した公益財団法人全国里親会（震災孤児支援募金）への寄付に協賛しております。SBI グループでは、子ども虐待防止の「オレンジリボン運動」を応援しており、当社もグループの一員として協賛しております。

今後もこのような社会貢献活動を通じて、豊かな社会の実現とその持続的発展に努めてまいります。



大船渡市での学習会の風景



会社概要

■ 沿革	33
■ 主要な業務の内容	34
■ 経営の組織	34
■ 株式の状況	35
■ 取締役および監査役	36
■ 従業員の在籍状況	38

沿革

平成 14 年 (2002 年)	7 月	共済会「いきいき世代の会」設立
	10 月	『いきいき』11 月号より、医療共済「いきいき世代」募集開始
平成 17 年	4 月	医療共済「いきいき世代」加入者 10,000 人突破
	11 月	保障 90 歳延長等給付開始
平成 18 年	4 月	特定保険業者届出実施(財務局)
	10 月	医療共済「いきいき世代」加入者 20,000 人突破

共
済
会

平成 19 年 (2007 年)	7 月	準備会社設立(「いきいき世代の会プランニング株式会社」)
	8 月	「いきいき世代株式会社」へ商号変更
	11 月	少額短期保険業者 関東財務局長(少額短期保険)第 8 号登録
平成 20 年	2 月	医療保険「新しいいきいき世代」販売開始
平成 21 年	12 月	死亡保険「あんしん世代」販売開始
平成 24 年	3 月	保有契約件数 30,000 件突破
平成 25 年	3 月	SBI 少短保険ホールディングス株式会社が親会社となり、SBI グループの一員となる
	4 月	医療保険「新しいいきいき世代」の保障年齢を 100 歳まで延長
	8 月	インターネット申込み、保険料のクレジットカード支払い開始
平成 26 年	1 月	引受基準緩和型医療保険「新しいいきいき世代(緩和型)」販売開始
	6 月	社名を「SBI いきいき少額短期保険株式会社」に変更
	10 月	引受基準緩和型死亡保険「あんしん世代(緩和型)」販売開始 死亡保険「あんしん世代」の引受保険金額を 900 万円まで拡大
平成 27 年	6 月	保有契約件数 4 万件突破

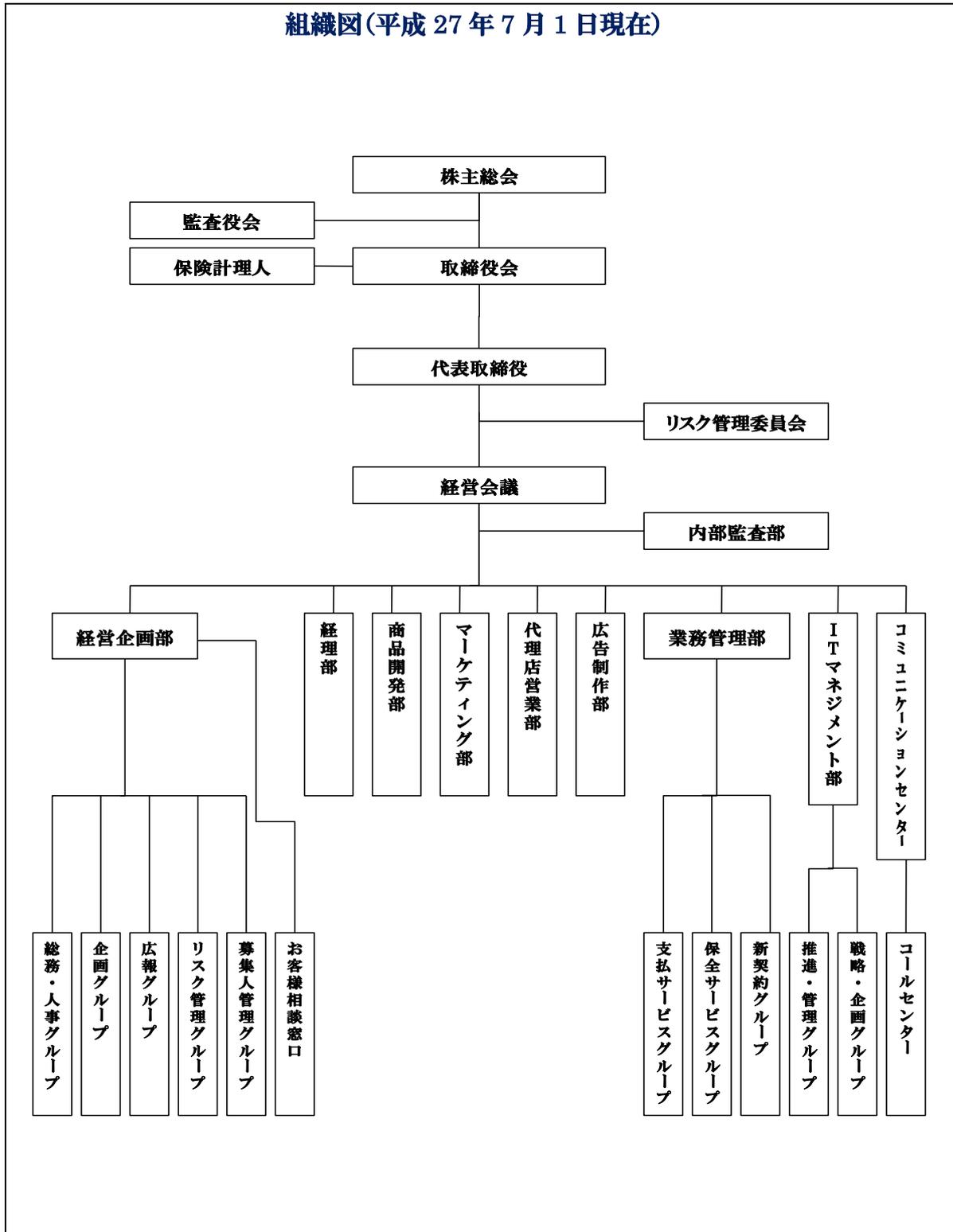
現
会
社

主要な業務の内容

保険業法第 272 条第 1 項の登録に基づき、少額短期保険業者として保険業法第 2 条第 17 項に係る保険の引受を行っております。

経営の組織

組織図(平成 27 年 7 月 1 日現在)



株式の状況

■ 株式数および株主数(平成 27 年 7 月 1 日現在)

発行可能株式総数	2,880 株
発行済株式	720 株
株主数	1 名

■ 主要な株主の状況(平成 27 年 7 月 1 日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
SBI 少短保険ホールディングス株式会社	720	100.00

取締役および監査役(平成 27 年 7 月 1 日現在)

地位/役職名	氏 名 (生年月日)	略 歴
代表取締役社長	島津 勇一 (昭和42年11月4日生)	平成 3年 4月 三井生命保険相互会社 入社 平成12年 6月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現 SBI ホールディングス ^(株)) 入社 平成18年10月 SBI 生保設立準備株式会社 執行役員 平成19年10月 同社 取締役 平成20年 3月 SBI アクサ生命保険株式会社(現アクサダイレクト生命保険 ^(株)) 取締役 平成22年 2月 SBI ホールディングス株式会社 生保設立準備室 平成24年 3月 日本震災パートナーズ株式会社(現 SBI 少額短期保険 ^(株)) 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 3月 当社 取締役 平成26年 6月 同社 代表取締役社長(現任)
取締役	渡邊 洋介 (昭和42年1月21日生)	平成元年 4月 三井生命保険相互会社 入社 平成19年 4月 SBI ホールディングス株式会社 入社 SBI 生保設立準備株式会社 出向 コンプライアンスリスク管理部長 平成20年 4月 SBI アクサ生命保険株式会社(現アクサダイレクト生命保険 ^(株)) 出向 執行役員コンプライアンスリスク管理部長 平成22年 8月 SBI ホールディングス株式会社 生保設立準備室 平成25年 3月 SBI 少短調査準備株式会社(現 SBI 少短保険ホールディングス ^(株)) 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 3月 当社 取締役(現任)
取締役	松尾 茂 (昭和46年4月16日生)	平成 6年 4月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険(相)) 入社 平成10年12月 ソニー生命保険株式会社 入社 平成16年 3月 マネックス証券株式会社 入社 平成17年 6月 プルデンシャル生命保険株式会社 入社 平成19年 7月 ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社(現ソニーライフ・エイゴン生命保険 ^(株)) 入社 平成22年10月 SBI ホールディングス株式会社 入社 同社 生保設立準備室 平成24年 6月 SBI 少額短期保険株式会社 監査役(社外)(現任) 平成25年 3月 当社 監査役(社外) 平成25年 6月 同社 執行役員 平成26年 6月 同社 取締役(現任)
取締役	朝倉 智也 (昭和41年3月16日生)	平成元年 4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行 平成 2年 1月 メリルリンチ証券会社(現メリルリンチ日本証券 ^(株)) 入社 平成 7年 6月 ソフトバンク株式会社 入社 平成10年11月 モーニングスター株式会社 入社 平成21年 5月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役(現任) 平成23年 4月 SBI アセット・マネジメント株式会社 取締役(現任) 平成23年 6月 上海新証財経信息咨询有限公司 取締役(現任) 平成23年10月 イー・アドバイザー株式会社 代表取締役(現任) 平成24年 2月 SBI サーチナ株式会社 代表取締役 平成24年 6月 SBI ホールディングス株式会社 取締役執行役員常務 SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役(現任) SBI 損害保険株式会社 取締役(現任) 平成24年 7月 モーニングスター株式会社 代表取締役社長(現任)

		平成24年12月 平成25年 3月 平成25年 6月 平成27年 1月 平成27年 2月	SBI少短調査準備株式会社(現 SBI少短保険ホールディングス㈱) 取締役 当社 取締役(社外)(現任) SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員専務(現任) ピーシーエー生命保険株式会社(現 SBI生命保険㈱) 取締役(現任) SBI少短保険ホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任)
監査役	本間 尚登 (昭和26年10月1日生)	昭和50年 4月 平成16年 4月 平成19年 4月 平成19年 7月 平成26年 6月 平成27年 7月	日本通運株式会社 入社 ユーリーグ株式会社 入社 同社 取締役 いきいき世代の会プランニング株式会社 (現 SBIいきいき少額短期保険㈱)代表取締役社長 同社 顧問 同社 監査役(現任)
監査役	小松澤 仁 (昭和18年2月23日生)	昭和41年 4月 昭和48年 2月 平成 5年 6月 平成 7年 4月 平成 9年12月 平成16年 4月 平成19年 7月	中小企業金融公庫 入庫 日本マイクロモーター株式会社 事業管財人代理 三松堂印刷株式会社 総務・経理担当顧問 秋田木材産業株式会社 代表取締役会長 株式会社同朋舎 代表取締役社長 ユーリーグ株式会社 監査役 いきいき世代の会プランニング株式会社 (現 SBIいきいき少額短期保険㈱)監査役(社外)(現任)
監査役	今村 秀見 (昭和23年4月27日生)	昭和48年 4月 平成24年 6月 平成24年12月 平成25年 3月	東洋火災海上保険株式会社(現セコム損害保険㈱) 入社 SBI少額短期保険株式会社 監査役(現任) SBI少短調査準備株式会社(現 SBI少短保険ホールディングス㈱) 監査役 (社外)(現任) 当社 監査役(社外)(現任)
監査役	金丸 知己 (昭和38年6月30日生)	昭和61年 4月 昭和62年10月 平成16年 9月 平成18年 9月 平成21年 7月 平成22年 6月 平成25年 4月 平成26年 6月	富士通株式会社 入社 プルデンシャル生命保険株式会社 入社 クレディ・スイス生命保険株式会社(現アクサ生命保険㈱) 入社 アイエヌジー生命保険株式会社(現エヌエヌ生命保険㈱) 入社 ニッセイ情報テクノロジー株式会社 業務委託 SBIネットシステムズ株式会社 入社 SBIホールディングス株式会社 転籍(現任) 当社 監査役(社外)(現任)

※ 朝倉智也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

※ 小松澤仁、今村秀見、金丸知己の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

従業員の内籍状況

区分	平成 25 年度末	平成 26 年度末		
	在籍数	在籍数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員 (内、嘱託・パートタイマー等)	48 名 (21 名)	42 名 (13 名)	44.4 歳 (47.9 歳)	3.9 年 (3.3 年)

※ 従業員数は、各事業年度末における人員数を示し、()内に、嘱託・パートタイマー及び受入出向者の人員数を内数で記載しております。

※ 当社は営業職員は在籍しておりません。

業績データ

■ 直近の3事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	40
■ 財産の状況	41
■ 業務の状況を示す指標等	54
■ 保険契約に関する指標等	57
■ 経理に関する指標等	59
■ 資産運用に関する指標等	62

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益	2,949,307	2,988,245	3,114,184
経常利益	353,712	207,859	45,883
当期純利益	180,268	134,730	28,302
資本金の額 (発行済株式の総数)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)
総資産額	1,754,476	1,528,692	1,483,001
純資産額	721,851	656,581	584,803
保険業法上の純資産額 (※)	747,514	683,877	618,411
責任準備金残高	493,830	444,019	492,222
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	7984.5	6405.4	4580.9
配当性向	—	148.4%	353.6%
従業員数	32 名	48 名	42 名
正味収入保険料の額	638,479	695,441	827,912

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

財産の状況

■ 貸借対照表

(単位:千円・%)

科目	平成 25 年度末 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		平成 26 年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(資産の部)						
現金及び預貯金	900,304	58.9	829,621	55.9	△70,683	△7.9
現金	40		30		△10	
預貯金	900,264		829,591		△70,672	
有形固定資産	13,844	0.9	15,171	1.0	1,326	9.6
建物	4,226		7,105		2,879	
動産	9,618		8,065		△1,552	
無形固定資産	84,794	5.5	78,330	5.3	△6,463	△7.6
ソフトウェア	82,116		76,356		△5,760	
その他の無形固定資産	2,677		1,974		△703	
再保険貸	202,256	13.2	220,337	14.9	18,080	8.9
その他の資産	241,847	15.8	258,372	17.4	16,524	6.8
未収利息	34		322		288	
未収金	177,636		197,963		20,327	
前払費用	15,218		13,554		△1,663	
預託金	34,613		33,529		△1,084	
その他の資産	14,345		13,002		△1,343	
繰延税金資産	44,644	2.9	37,168	2.5	△7,476	△16.7
供託金	41,000	2.7	44,000	3.0	3,000	7.3
資産の部合計	1,528,692	100.0	1,483,001	100.0	△45,690	△3.0

(単位:千円・%)

科 目	平成 25 年度末 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		平成 26 年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金	490,761	32.1	545,418	36.8	54,656	11.1
支 払 備 金	46,742		53,195		6,452	
責 任 準 備 金	444,019		492,222		48,203	
再 保 險 借	194,535	12.7	204,103	13.8	9,567	4.9
そ の 他 負 債	170,390	11.1	129,125	8.7	△41,264	△24.2
未 払 法 人 税 等	748		1,048		300	
未 払 金	95,836		77,142		△18,693	
未 払 費 用	28,170		28,290		119	
預 り 金	45,541		22,499		△23,041	
仮 受 金	93		144		50	
退 職 給 付 引 当 金	16,424	1.1	19,550	1.3	3,126	19.0
負債の部合計	872,110	57.0	898,197	60.6	26,086	3.0
(純資産の部)						
資 本 金	36,000	2.4	36,000	2.4	—	—
利 益 剰 余 金	620,581	40.6	548,803	37.0	△71,777	△11.6
利 益 準 備 金	36,000		36,000		—	
繰 越 利 益 剰 余 金	584,581		512,803		△71,777	
株 主 資 本 合 計	656,581	43.0	584,803	39.4	△71,777	△10.9
純資産の部合計	656,581	43.0	584,803	39.4	△71,777	△10.9
負債・純資産の部合計	1,528,692	100.0	1,483,001	100.0	△45,690	△3.0

〔個別注記表〕

《 重要な会計方針に係る事項に係わる注記 》

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6～15年
工具器具備品	4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額及び中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき計上しております。なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

4. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法施行規則第211条の46の規定に基づき算出した金額を計上しております。

《 貸借対照表に関する注記 》

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,465 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は 33,529 千円、金銭債務の総額は 10,762 千円であります。

3. 供託金の内訳

保険業法第 272 条の 5 第 1 項及び同施行令第 38 条の 4 の規定に基づき、保険契約者等の確保のために政令で定められた額の金銭を供託しております。

なお、当年度末における翌年度の供託所要額は、50,000 千円であります。

4. 支払備金の内訳

(単位:千円)

内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)
普通支払備金	19,150	7,801	11,348
既発生未報告損害 に対する支払備金	114,441	72,594	41,846
合 計	133,591	80,395	53,195

保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項において準用する第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、80,395 千円であります。

5. 責任準備金の内訳

(単位:千円)

内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)
普通責任準備金	511,978	53,362	458,615
異常危険準備金	—	—	33,607
合 計	—	—	492,222

保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、53,362 千円であります。

■ 損益計算書

(単位:千円・%)

科 目	平成 25 年度 〔自 平成 25 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 26 年 3 月 31 日〕		平成 26 年度 〔自 平成 26 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 27 年 3 月 31 日〕		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
経 常 収 益	2,988,245	100.0	3,114,184	100.0	125,938	4.2
保 険 料 等 収 入	2,901,626	97.1	3,105,051	99.7	203,425	7.0
保 険 料	1,799,784		1,960,599		160,815	
再 保 険 収 入	1,101,841		1,144,452		42,610	
回 収 再 保 険 金	425,328		452,387		27,059	
再 保 険 手 数 料	659,536		669,171		9,634	
再 保 険 返 戻 金	3,948		4,701		752	
そ の 他 再 保 険 収 入	13,028		18,191		5,163	
責 任 準 備 金 等 戻 入 額	49,811	1.7	—	—	△49,811	△100.0
責 任 準 備 金 戻 入 額	49,811		—		△49,811	
資 産 運 用 収 益	184	0.0	548	0.0	363	197.0
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	184		548		363	
そ の 他 経 常 収 益	36,623	1.2	8,584	0.3	△28,038	△76.6
経 常 費 用	2,780,386	93.0	3,068,300	98.5	287,914	10.4
保 険 金 等 支 払 金	1,775,121	59.4	1,894,839	60.8	119,717	6.7
保 険 金 等	653,802		739,259		85,457	
解 約 返 戻 金 等	6,256		7,750		1,493	
再 保 険 料	1,115,063		1,147,829		32,766	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	6,929	0.2	54,656	1.8	47,727	688.7
支 払 備 金 繰 入 額	6,929		6,452		△476	
責 任 準 備 金 繰 入 額	—		48,203		48,203	
事 業 費	998,335	33.4	1,118,797	35.9	120,462	12.1
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	971,797		1,084,090		112,293	
税 金	2,905		4,166		1,260	
減 価 償 却 費	18,801		26,351		7,550	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	2,081		4,188		2,107	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額	2,749		—		△2,749	
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0.0	7	0.0	6	2365.8
経 常 利 益	207,859	7.0	45,883	1.5	△161,975	△77.9
特 別 損 失	1,479	0.0	—	—	△1,479	△100.0
固 定 資 産 処 分 損	1,479	0.0	—	—	△1,479	△100.0
税 引 前 当 期 純 利 益	206,379	6.9	45,883	1.5	△160,495	△77.8
法 人 税 及 び 住 民 税	50,736	1.7	10,105	0.3	△40,630	△80.1
法 人 税 等 調 整 額	20,913	0.7	7,476	0.2	△13,437	△64.3
法 人 税 等 合 計	71,649	2.4	17,581	0.6	△54,067	△75.5
当 期 純 利 益	134,730	4.5	28,302	0.9	△106,427	△79.0

《 損益計算書に関する注記 》

1. 正味収入保険料及び正味支払保険金の内訳

(1) 正味収入保険料

保険料	1,960,599 千円
再保険返戻金	4,701 千円
その他再保険収入	18,191 千円
再保険料	1,147,829 千円
<u>解約返戻金等</u>	<u>7,750 千円</u>
差引	827,912 千円

(2) 正味支払保険金

保険金等	739,259 千円
<u>回収再保険金</u>	<u>452,387 千円</u>
差引	286,871 千円

2. 関係会社との取引高

関係会社との取引による費用の総額は 133,692 千円であります。

3. 支払備金繰入額の計算に係わる出再相当額

支払備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する支払備金繰入額の金額は、1,688 千円であります。

4. 責任準備金繰入額の計算に係わる出再相当額

責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する責任準備金繰入額の金額は、4,330 千円であります。

5. 利息及び配当金収入の内訳

預貯金利息	548 千円
-------	--------

■ 株主資本等変動計算書

平成 25 年度 { 自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 26 年 3 月 31 日 } 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	36,000	936	684,915	685,851	721,851	721,851
当期変動額						
剰余金の配当		35,064	△235,064	△200,000	△200,000	△200,000
当期純利益			134,730	134,730	134,730	134,730
当期変動額合計	—	35,064	△100,334	△65,270	△65,270	△65,270
当期末残高	36,000	36,000	584,581	620,581	656,581	656,581

平成 26 年度 { 自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日 } 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	36,000	36,000	584,581	620,581	656,581	656,581
当期変動額						
剰余金の配当			△100,080	△100,080	△100,080	△100,080
当期純利益			28,302	28,302	28,302	28,302
当期変動額合計	—	—	△71,777	△71,777	△71,777	△71,777
当期末残高	36,000	36,000	512,803	548,803	584,803	584,803

《 株主資本等変動計算書に関する注記 》

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当年度期首 株 式 数	当 年 度 増 加 株 式 数	当 年 度 減 少 株 式 数	当 年 度 末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	720	—	—	720
合 計	720	—	—	720

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 3 月 30 日 臨時株主総会	普通株式	100,080 千円	139,000 円	平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年 3 月 31 日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの
該当事項はありません。

《 税効果会計に関する注記 》

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

保険契約準備金	21,768 千円
退職給付引当金	5,640 千円
未払金	1,797 千円
未払費用	7,066 千円
その他	894 千円
繰延税金資産合計	37,168 千円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成 27 年 3 月 31 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、当年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、一律 28.85%に変更されています。この税率の変更により、繰延税金資産の金額が 2,473 千円減少し、当会計年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しています。

《 資産除去債務に関する注記 》

当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

《 金融商品に関する注記 》

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管理規程」に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達およびデリバティブの取引は予定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リスク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告される体制としています。

定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委員会等へ報告することとしています。

2. 金融商品の評価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日(当年度決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

内 容	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	829,621	829,621	—
未収金	197,963	197,963	—
未払金	77,142	77,142	—

(金融商品の時価の算定方法)

現金及び預貯金、未収金並びに未払金は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

《 関連当事者との取引に関する注記 》

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

種 類	会 社 等 名 称	議 決 権 等 の 被 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (※4)	科 目	期 末 残 高 (※4)
親会社	SBI少短保険 ホールディングス 株	(被所有) 直接 100.00% 間接 0.00%	役員の兼任、 出向職員の受 入	出向者の 給与負担 支払 (※1)	58,957	未払金	6,161
				業務委託 料の支払 (※2)	16,956		—
親会社	SBIホールディ ングス株	(被所有) 直接 0.00% 間接 100.00%	出向役員・職 員の受入	不動産転 借負担料 等の支払 (※3)	23,492	未払金 預託金	1,916 33,529
				出向者の 給与負担 支払 (※1)	31,540	未払金	2,585

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(※1) 出向者の給与負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。

(※2) 業務委託料については、業務内容等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(※3) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料を基にして算出した金額としております。

(※4) 取引金額および期末残高には消費税等が含まれております。

《 1株当たり情報に関する注記 》

1. 1株当たり純資産額 812,227円62銭

2. 1株当たり当期純利益 39,308円76銭

《 その他の注記 》

金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

《 重要な後発事象に関する注記 》

該当事項はありません。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

年 度 科 目	平成 25 年度	平成 26 年度	増減
	[自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日]	[自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日]	
	金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)	206,379	45,883	△160,495
減価償却費	18,801	26,351	7,550
支払備金の増加額(△は減少)	6,929	6,452	△476
責任準備金の増加額(△は減少)	△49,811	48,203	98,015
退職給付引当金の増加額(△は減少)	2,081	3,126	1,045
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	△48,345	—	48,345
利息および配当金収入	△184	△548	△363
支払利息	0	—	0
有形固定資産関係損益(△は益)	1,479	—	△1,479
再保険貸の増加額(△は増加)	△3,181	△18,080	△14,899
その他資産の増減額(△は増加)	△675	△18,712	△18,037
再保険借の増加額(△は減少)	△611	9,567	10,179
その他負債の増減額(△は減少)	7,876	△41,264	△49,140
小 計	140,738	60,980	△79,757
利息及び配当金等の受取額	157	259	102
利息の支払額	△0	—	0
法人税等の支払額	△137,406	△8,713	128,692
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,489	52,527	49,037
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	△100,000	△200,000	△100,000
その他投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,532	△23,130	69,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△192,532	△223,130	△30,597
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△200,000	△100,080	99,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	△200,000	△100,080	99,920
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△389,043	△270,683	118,359
現金及び現金同等物期首残高	1,189,347	800,304	△389,043
現金及び現金同等物期末残高	800,304	529,621	△270,683

《 キャッシュフロー計算書に関する注記 》

(1) 現金及び現金同等物の当年度末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

現金及び預貯金勘定	829,621 千円
<u>預入期間が 3 ヶ月超の定期預金</u>	<u>300,000 千円</u>
現金及び現金同等物	529,621 千円

なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払い預金及び取得日から満期日または償還日までの期間が 3 ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

(2) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位:千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
(1)ソルベンシー・マージン総額	943,700	826,343
① 純資産の部合計(繰延資産等控除後の額)	656,581	584,803
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	27,295	33,607
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (99%又は 100%)	—	—
⑥ 土地含み損益(85%又は 100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	259,823	207,932
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(2)リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	29,465	36,077
保険リスク相当額	27,295	33,607
R1 一般保険リスク相当額	27,295	33,607
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	8,995	10,456
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	3,205	4,523
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	3,767	3,728
再保険回収リスク相当額	2,022	2,203
R3 経営管理リスク相当額	725	881
ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2) × (2)}	6405.4%	4580.9%

■ 会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

■ 金融商品取引法による監査証明

該当事項はございません。

■ 重要な後発事象

該当事項はございません。

業務の状況を示す指標等

■ 正味収入保険料

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	169,732	24.4%	278,144	33.6%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	7,355	0.9%
医療保険	525,164	75.5%	532,229	64.3%
引受基準緩和型医療保険	544	0.1%	10,182	1.2%
合計	695,441	100.0%	827,912	100.0%

※ 正味収入保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味収入保険料 = 保険料 + 再保険返戻金 + その他再保険収入 - 再保険料 - 解約返戻金等

■ 元受正味保険料

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	223,864	12.5%	374,587	19.2%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	7,620	0.4%
医療保険	1,568,927	87.5%	1,559,035	79.8%
引受基準緩和型医療保険	735	0.0%	11,605	0.6%
合計	1,793,527	100.0%	1,952,849	100.0%

※ 元受正味保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

元受正味保険料 = 保険料 - 解約返戻金等

■ 支払再保険料

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	67,159	6.0%	113,131	9.9%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	264	0.0%
医療保険	1,043,762	93.9%	1,026,806	89.8%
引受基準緩和型医療保険	191	0.0%	2,925	0.3%
合計	1,111,114	100.0%	1,143,128	100.0%

※ 支払再保険料とは、再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

支払再保険料 = 再保険料 - 再保険返戻金

■ 保険引受利益

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	△187,135	△109.4%	△194,263	△528.5%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	△40,599	△110.5%
医療保険	364,000	212.8%	300,497	817.5%
引受基準緩和型医療保険	△5,814	△3.4%	△28,876	△78.6%
合計	171,051	100.0%	36,758	100.0%

※ 保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支(保険引受に係るもの)を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

保険引受利益 = 保険料等収入 - (保険金等支払金 + 責任準備金等繰入額 + 保険引受に係る事業費)
+ その他収支(保険引受に係るもの)

■ 正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	20,300	8.9%	67,900	23.7%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	1,500	0.5%
医療保険	208,173	91.1%	216,945	75.6%
引受基準緩和型医療保険	—	—	526	0.2%
合計	228,473	100.0%	286,871	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の保険金等から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味支払保険金 = 保険金等 - 回収再保険金

■ 元受正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	29,000	4.4%	97,000	13.1%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	1,500	0.2%
医療保険	624,802	95.6%	639,707	86.5%
引受基準緩和型医療保険	—	—	1,052	0.1%
合計	653,802	100.0%	739,259	100.0%

※ 元受正味支払保険金とは、当社元受における保険金等から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しております。

■ 回収再保険金

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	8,700	2.0%	29,100	6.4%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	—
医療保険	416,628	98.0%	422,761	93.5%
引受基準緩和型医療保険	—	—	526	0.1%
合計	425,328	100.0%	452,387	100.0%

保険契約に関する指標等

■ 契約者配当金

該当事項はございません。

■ 正味損害率、正味事業費率及びその正味合算率<コンバインド・レシオ>

区 分	平成 25 年度			平成 26 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
死亡保険	12.0%	189.8%	201.7%	24.4%	141.2%	165.6%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	20.4%	588.1%	608.5%
医療保険	39.6%	2.1%	41.7%	40.8%	△4.2%	36.5%
引受基準緩和型医療保険	—	1079.1%	1079.1%	5.2%	355.4%	360.6%
合計	32.9%	48.7%	81.6%	34.7%	54.3%	89.0%

※ 正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

※ 正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味事業費率} = (\text{保険引受に係る事業費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

※ 正味合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

■ 出再控除前の発生損害率、元受事業費率及びその元受合算率<コンバインド・レシオ>

区 分	平成 25 年度			平成 26 年度		
	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
死亡保険	18.5%	162.7%	181.2%	26.8%	121.4%	148.3%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	26.8%	772.6%	799.3%
医療保険	39.3%	40.6%	79.9%	40.8%	38.0%	78.9%
引受基準緩和型医療保険	—	3907.9%	3907.9%	10.8%	331.2%	341.9%
合計	36.8%	55.7%	92.5%	38.0%	57.4%	95.4%

※ 発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{発生損害率} = \text{出再控除前の発生支払保険金} \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$$

※ 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{元受事業費率} = \text{保険引受に係る事業費} \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$$

※ 元受合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{元受合算率} = \text{発生損害率} + \text{元受事業費率}$$

※ 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{出再控除前の発生支払保険金} = \text{保険金等} + \text{出再控除前の支払備金積増額}$$

※ 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されております。

$$\text{出再控除前の既経過保険料} = \text{保険料} - \text{出再控除前の未経過保険料積増額} - \text{発生解約返戻金等}$$

■ 出再を行った主要な再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
出再先保険会社の数	3 社	3 社
出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	100.0%	100.0%

■ 出再保険料の格付けごとの割合

格付け区分	出再保険料における割合	
	平成 25 年度	平成 26 年度
A-以上	100.0%	100.0%
BBB 以上	—	—
その他	—	—
合計	100.0%	100.0%

※ 格付け区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の財務格付を使用し、S&P社の格付けがない場合には「その他」に区分しております。なお、各再保険会社の財務格付けは、いずれも各年度末現在の格付けに基づいております。

■ 未収再保険金

(単位:千円)

区分	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	1,800	2.4%	6,900	8.3%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	—
医療保険	72,151	97.6%	76,415	91.4%
引受基準緩和型医療保険	—	—	251	0.3%
合計	73,951	100.0%	83,567	100.0%

経理に関する指標等

■ 支払備金

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	8,400	18.0%	9,100	17.1%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	—	—
医療保険	38,342	82.0%	42,869	80.6%
引受基準緩和型医療保険	—	—	1,225	2.3%
合計	46,742	100.0%	53,195	100.0%

※ 支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	28,788	6.5%	39,815	8.1%
引受基準緩和型死亡保険	—	—	3,197	0.6%
医療保険	414,743	93.4%	447,605	90.9%
引受基準緩和型医療保険	488	0.1%	1,604	0.3%
合計	444,019	100.0%	492,222	100.0%

※ 責任準備金は、元受契約における普通責任準備金(入院責任準備金、危険保険料積増分含む)および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

区 分		平成 25 年度末	平成 26 年度末
死亡保険	普通責任準備金	23,578	30,286
	異常危険準備金	5,209	9,529
	契約者配当準備金	—	—
	小計	28,788	39,815
引受基準緩和型死亡保険	普通責任準備金	—	2,017
	異常危険準備金	—	1,179
	契約者配当準備金	—	—
	小計	—	3,197
医療保険	普通責任準備金	392,701	425,236
	異常危険準備金	22,041	22,368
	契約者配当準備金	—	—
	小計	414,743	447,605
引受基準緩和型医療保険	普通責任準備金	442	1,075
	異常危険準備金	45	529
	契約者配当準備金	—	—
	小計	488	1,604
合計	普通責任準備金	416,723	458,615
	異常危険準備金	27,295	33,607
	契約者配当準備金	—	—
	合計	444,019	492,222

※ 普通責任準備金は、元受契約における未経過保険料・入院責任準備金・危険保険料積増分から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
利益準備金	36,000	100.0%	36,000	100.0%
任意積立金	—	—	—	—
合計	36,000	100.0%	36,000	100.0%

■ 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

上昇率	発生損害率(支払率)が1%上昇すると仮定	
算出方法	経常利益の減少額＝発生損害額(支払額)の増加額 ＝既経過保険料×1%	
経常利益の減少額	平成 25 年度	平成 26 年度
	6,778 千円	8,025 千円

※ 異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。

※ 既経過保険料は出再分を控除しております。

■ 事業費内訳明細

(単位:千円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
営業費	代理店手数料	5,669	12,350
	広告宣伝費	268,413	309,225
	その他営業費	64,584	43,433
	小計	338,668	365,009
一般管理費	人件費	378,077	388,701
	物件費	255,051	330,380
	小計	633,129	719,081
税金		2,905	4,166
減価償却費		18,801	26,351
退職給付引当金繰入額		2,081	4,188
役員退職慰労引当金繰入額		2,749	—
事業費合計		998,335	1,118,797

資産運用に関する指標等

■ 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、財務の健全性の確保の観点から、預貯金や国債・地方債等の安全資産に限定した運用が求められております。したがって、当社では、「資産運用基本方針・管理規程」や「流動性リスク管理方針・管理規程」を策定し、これらの規程に基づく運用の実践および管理態勢の整備を行っております。

直近では、安全性・流動性の確保を踏まえ、預貯金による運用を基本方針としております。

■ 資産運用の概況

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金	900,304	58.9%	829,621	55.9%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
運 用 資 産 計	900,304	58.9%	829,621	55.9%
総 資 産	1,528,692	100.0%	1,483,001	100.0%

■ 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	利回り	金 額	利回り
現 預 金	184	0.02%	548	0.06%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
小 計	184	0.02%	548	0.06%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	184	0.02%	548	0.06%

■ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はございません。

■ 保有有価証券利回り

該当事項はございません。

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はございません。

■ 有価証券および金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価および評価損益

該当事項はございません。

「SBI いきいき少額短期保険の現状 2015」

平成 27 年 7 月発行

SBI いきいき少額短期保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-8-10

住友不動産九段ビル 9F

電話 03-6779-4141(代表)

URL <http://www.i-sedai.com/>



SBIいきいき少額短期保険株式会社

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル

TEL 03-6779-4141 (代表)

<http://www.i-sedai.com>